

7月は

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

こども家庭庁は、学校が夏休みに入る毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定め、青少年の非行・被害防止活動に取り組んでいます。少年の非行や犯罪被害の現状を知り、それを防ぐためになにをすべきかを考えてみましょう！



保護者の方へ

自撮り被害

インターネットには危険もいっぱい！

SNS を利用した誘い出し

SNS を通じて多くのこども達が性被害や犯罪被害にあっています

SNS で仲良くなった女友達と、写真のやりとりをしていたら…



下着姿の写真を送ったら実は相手はおじさんで、送った写真をもとに脅迫されてしまった…！



SNS に「家出したい」と書いたら、優しい人が「家に来なよ」と声を掛けてくれて…



遊びに行った家で複数の男性達に監禁され、性被害にあってしまった…！



NG

裸や裸に近い画像は絶対に送ってはいけません！ SNS 上では同年代や同性だと思ってもあなたをだますための嘘かもしれません。

NG

例え、相手が優しい言葉で近づいてきても、SNS 等で知り合った人と安易に会うは危険です！



でも、今の時代、こども世代にもスマートフォンは普及しているし…こども達が安心安全にインターネットを使うにはどうしたらいいの？

フィルタリングの利用、コンテンツや利用時間を管理するペアレンタルコントロール機能を積極的に活用しましょう！



＼被害児童の9割がフィルタリング未使用！／

フィルタリングにはこどもの年齢等に応じて利用時間を設定したり、アプリ利用を個別に許可・制限できる機能もあります。有害情報からこどもを守るため、必ずフィルタリングの設定を行いましょう。



＼ペアレンタルコントロールの活用／

保護者がこどものライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること（「ペアレンタルコントロール」）が大切です。こども家庭庁ではこどもが安全に安心してネットを利用できるように親子のルール作りやペアレンタルコントロール等が紹介されています。

ペアレンタルコントロール (親としての制限)

こども家庭庁ホームページ <https://www.cfa.go.jp/polices/youth-kaniryou/>



こどもからこんな性被害の相談を受けたら警察に連絡してください

保護者や大人の方へ

こどもは、被害を打ち明けることが難しい場合もあります。日頃からコミュニケーションをとり、こどもの異変やSOSにいち早く気がつくことが大切です。

こどもが被害を打ち明けたときの対応

- まず、「話をしてくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」と伝えてください。そして、こどもの心に寄り添いながら話を信じて聞き、話を否定しないでください。
- 被害直後の場合は、すぐに警察などの相談機関に連絡してください。（不適切な写真や動画を消去します。また、医療機関での感染症検査、証拠採取等が必要となる場合があります。）
- こどもに何度も繰り返し詳しく聞きすぎないでください。（こどもに聞きすぎることが記憶に影響してしまう場合があります。なるべく早く警察などの相談機関に相談してください。）

恥ずかしい写真や動画を
送れといわれた…

カラダをさわられた…

だきつかれたり、
キスをされたり…

